

平成25年行政事業レビューシート				(復興庁、厚生労働省)				
<b>事業名</b>	母子寡婦福祉貸付金(復興関連事業)		<b>担当部局庁</b>	復興庁		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成24年度		<b>担当課室</b>	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 大野 秀敏		
<b>会計区分</b>	東日本大震災復興特別会計		<b>政策・施策名</b>	復興施策の推進 東日本大震災からの復興に係る施策の推進				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	母子及び寡婦福祉法第13条、第32条及び第37条		<b>関係する計画、通知等</b>	「復興への提言～悲惨の中の希望～」(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議決定) 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災の影響を受けた母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれからの児童等の福祉を増進することを目的とする。							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	東日本大震災の影響を受けた母子家庭等に対し、生活に必要な資金やその子の修学に必要な資金等について貸付を行うため、母子及び寡婦福祉法の規定により、都道府県・指定都市・中核市が行う資金の貸付に必要な原資を国が貸し付けるものである。 なお、平成24年度は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行する事業である。 ・貸付先:都道府県・指定都市・中核市 ・貸付率:2/3  なお、被災地を含めた母子家庭に必要な資金の貸付は、一般会計に計上した厚生労働省の事業(「母子寡婦福祉貸付金」事業番号:686)として執行が可能であったため、復興特会事業としては平成24年限りで廃止した。							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input checked="" type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算		1,553	800			
		繰越し等			△ 400			
		計		1,553	400			
	執行額		1,123	0				
	執行率(%)		72.3%	0.0%				
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	貸付件数等と母子家庭等の自立や児童等の福祉の増進の状況は数値的に関連付けることは不可能であるため、定量的な成果目標として示すことはできないが、東日本大震災の影響を受けた母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長及び児童等の福祉の増進を成果目標としている。			成果実績	—	—	—	—
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	母子寡婦福祉貸付金の貸付件数			活動実績 (当初見込み)	( — )	236 ( — )	0 ( — )	
<b>単位当たりコスト</b>	執行額がなかったため示すことができない。			算出根拠	—			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	—	—	—					
	計	—	—					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性		広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	東日本大震災の影響を受けた母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することを目的とした事業であるため。		
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	法律により国が地方自治体に貸し付けることになっている。		
		明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	東日本大震災の影響を受けた母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することを目的とした事業であるため。		
事業の 効率性		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	—		
		受益者との負担関係は妥当であるか。	○	母子及び寡婦福祉法に基づき、国が2/3(H23年度第3次補正予算額(激甚災害分)は3/4)負担することになっており、妥当である。		
		単位当たりコストの水準は妥当か。	—	—		
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—		
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	貸付に必要な原資を国が貸し付けている。		
		不用率が高い場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	東日本大震災で被災した母子家庭等に対する経済的支援の需要増に対応するため、貸付原資を増額(8億円)したものであるが、被災した母子家庭等には、平成23年度第三次補正予算による貸付金がいきわたるとともに、平成24年度においても震災に係る弔慰金や義援金、民間団体からの奨学金等の支給があり、生活資金等の貸付金への需要が見込を下回ったことから自治体からの申請はなかったためであり、妥当と考える。		
事業の 有効性		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—		
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—		
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	—		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
点 検 結 果	母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第24条(第38条において準用される場合を含む。)及び母子及び寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号)第1条第1項(第9条第1項において準用される場合を含む。)の規定に基づく母子寡婦福祉貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に係る貸付業務の報告並びに同規則第11条の規定に基づく福祉資金貸付金に係る特別会計歳入歳出決算書の写しを厚生労働大臣に提出することとされており、これらの提出書類と必要に応じて行う内容の聞き取りや参考となる資料の提出により、支出状況等について確認を行っており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。 本事業(復興特会分)については、貸付件数等の実績を踏まえ平成24年度で終了とした。					
	<b>外部有識者の所見</b>					
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>						
—	平成24年度実績等を踏まえ、平成25年度以降は復興特会での予算計上をしていない。					
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>						
—	平成24年度実績等を踏まえ、平成25年度以降は復興特会での予算計上をしていない。					
<b>備考</b>						
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>						
平成22年		平成23年		平成24年	46	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

(執行イメージ)

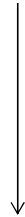
復興庁



【移し替え】

厚生労働省

〔 貸付申請書の内容審査、貸付決定等 〕



都道府県・指定都市・中核市

〔 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付け 〕

※平成24年度は貸付申請がなかったため、執行額0。

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)